

公益財団法人宮城県文化振興財団常勤理事及び常勤に準ずる理事の

報酬及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条の規定に基づき、公益財団法人宮城県文化振興財団（以下「財団」という。）の常勤理事及び常勤に準ずる理事（以下「常勤理事等」という。）の報酬及び旅費の額並びにその支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 常勤理事は週3日以上勤務する理事をいう。

2 常勤に準ずる理事は、週2日以下勤務する理事をいう。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 常勤理事等には報酬を支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事等には通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 常勤理事等の報酬は、通貨で、直接常勤理事等に、その全額を支払わなければならない。

ただし、法令に基づき常勤理事等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事等の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事等の報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、理事会で決定するものとする。

(手当)

第7条 常勤理事等には第3条第2項に規定する通勤手当以外の手当は支給しない。

(旅費の支給)

第8条 常勤理事等が財団の用務のため旅行するときは、財団の職員旅費規程に定める基準に準じて、旅費を支給する。

(日割計算)

第9条 新たに常勤理事等になった者には、その日から役員等報酬を支給する。

2 常勤理事等が退職し、又は解任された場合には、その日まで役員等報酬を支給する。

3 常勤理事等が死亡により退職した場合には、その月まで役員等報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により役員等報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。